

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年2月28日 11時08分頃
発生場所	神奈川県横須賀市猿島東方沖 横須賀港走水物揚場防波堤灯台から真方位330° 1.1海里付近 (概位 北緯35° 16.8' 東経139° 43.3')
事故の概要	遊漁船第二三喜丸は、北進中、また、プレジャーボートFAROは、船首を北方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年4月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 遊漁船 第二三喜丸、15トン KN2-1757（漁船登録番号）、個人所有 第235-32766号（船舶検査済票の番号）</p> <p>B プレジャーボート FARO、1.3トン 235-57083 神奈川、三井住友ファイナンス&リース株式会社</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型・特殊・特定</p> <p>B 船長B、一級小型・特殊・特定</p>
負傷者	なし
損傷	<p>A 船首部外板に擦過傷</p> <p>B 船外機のカバーに破損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、横須賀市沖に向けて、神奈川県横浜市柴漁港を出航した。</p> <p>船長Aは、釣り客に釣果がなかったので、釣り場を移動することとし、猿島東方沖において魚群探知機の画面に意識を向けながら、A船を約1～2ノットの対地速力で北進させていた。</p> <p>船長Aは、船首方に目を向けたところ、至近にB船を認め、右舵を取るとともに主機を後進に操作したものの間に合わず、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、両船に負傷者がいないことを確認するとともにB船の損傷状況を確認した後、118番通報した。</p> <p>A船は、海上保安庁の調査を受けた後、遊漁をしてから柴漁港に戻った。</p> <p>船長Aは、平成31年3月20日に神奈川県知事から遊漁船業者の登録を受けていた。</p>

	B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、猿島東方沖において船首を北方に向けて漂泊しながら釣り中、A船と衝突した。
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、周囲の見張りを行っていないかったことから、B船の存在に気付かず、船首方に目を向けた際に至近にB船を認め、右舵を取るとともに主機を後進としたものの間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り客に釣果がなく、魚影を探すこととして魚群探知機の画面を見ることに意識を向けていたことから、周囲の見張りを行っていないかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北方に向けて漂泊中、船尾方から接近したA船と衝突して船外機のカバーが破損したものと考えられるが、船長Bから必要な情報が得られなかったことから、B船が衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、A船が北進中、B船が船首を北方に向けて漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶の船長は、航行中、魚群探知機の画面だけに意識を向けることなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、漂泊中であっても、他船が自船に気付かずに航行している場合があるので、常時、適切な見張りを行うこと。